

面会に関するお知らせ

面会できる方

- ・面会許可証をお持ちの方

※許可証をお持ちの方を含めて2人まで

- ・1回につき 30 分以内

- ・午後2時から午後5時までの間(平日・土日祝日)

面会許可証は、入院時にご家族へお渡しします。

面会許可証は、見える位置につけてください。

面会の場所は、職員の指示に従ってください。

滞在時間は最小限とし、不織布マスクの着用をお願いいたします。

以下の方は面会できません

- ・体調不良(発熱・風邪症状など)の方

- ・小学生以下の方

- ・許可証をお持ちでない方

期 間：令和6年4月1日から当面の間

令和6年4月
島田市立総合医療センター
病院事業管理者・病院長